

J A M 政策NEWS

2007年4月2日 第2007-39号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

4月1日から変わりました！

新年度を迎え、公的年金・健康保険など私たちの暮らしに係る制度が変わりました。

国会で審議中の改正雇用保険法案は、3月29日に厚生労働委員会で審議・採決を行う予定でした。しかし厚生労働省が委員会審議前にもかかわらず、

「同法案が可決・成立した」との資料を一部議員に誤って配布したことに対して野党が反発。審議・採決が行われず、次回審議が4月に持ち越されました。これにより、改正雇用保険法案は2006年度内に成立しませんでした。

公的年金	70才以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整	70歳以上の老齢厚生年金受給権者で、厚生年金の適用事業所に雇用される者は、賃金や一時金の額に応じて、老齢厚生年金が一部または全部支給停止される。ただし、保険料の負担はなし。
	離婚時の厚生年金の分割	2007年4月1日以降の離婚が対象。(政策ニュース38号参照)
	遺族厚生年金の見直し	65才以上の遺族厚生年金(受給権者が65歳以上になったとき)老齢厚生年金を全額支給し、その額が遺族厚生年金の額に満たないときはその差額を遺族厚生年金として支給する。 30才未満の妻の遺族厚生年金 夫の死亡時、30歳未満であり、かつ、子どものいない妻に対する遺族厚生年金が5年間の有期給付となる。
	65才以降の老齢厚生年金の繰り下げ	老齢基礎年金だけでなく、老齢厚生年金も繰り下げが可能となった。(60~65歳未満の者が受給する特別支給の老齢厚生年金は繰り下げできない)
健康保険	標準報酬月額の上下限の変更	上限 98万円 121万円 下限 9万8千円 5万8千円 賃金が100万5千円以上の方は保険料が上がる(4月分から) 賃金9万3千円未満の方は保険料が下がる(4月分から)
	標準賞与の上限の変更	上限額 1回あたり200万円 年度の累計額540万円
	傷病手当金、出産手当金の支給額の変更等	標準報酬日額の6割 標準報酬日額の3分の2 任意継続被保険者には支給しない(現在受給中の者は除く) 被保険者資格喪失後の出産手当金は廃止
	70才未満・入院時の高額療養費の現物給付(払い戻し請求不要)	事前に健康保険組合・社会保険事務所で認定を受け、認定証の交付を受ける。(認定証がないと従来どおり) 支払い時に認定証を窓口で提示する 支払いは自己負担限度額までですみ、窓口支払いの負担が軽減される
児童手当	支給対象となる児童は、小学校修了前までの児童(所得制限あり) 3才未満 一律 1万円 3才以上 第1子・第2子=5千円、第3子以降=1万円	
男女雇用機会均等法	男性に対する差別も禁止 男性に対するセクシュアルハラスメントも含め、事業主に防止等の措置を義務付けた 間接差別の禁止	
労働基準法	女性の坑内業務の規制緩和	
石綿による健康被害の救済に関する法律	石綿健康被害救済のための一般拠出金を、すべての労災保険適用事業場の事業主が負担する。(労災保険料の申告に併せて申告・納付する。料率は1000分の0.05)	

